

接続約款変更認可申請書

東相制第 000200000443 号
2024 年 9 月 30 日

総務大臣
松本 剛明 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

しぶたに なおき

代表取締役社長 澁谷 直樹

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

第1章 総則
(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～86-2 (略)	(略)
87 番号ポータビリティ	利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後（以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。）において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること
88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。）別表第2号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス（以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。）に係る番号ポータビリティ
89 一般番号ポータビリティ	番号規則別表第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則別表第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ（他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報（契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報（その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。）をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限りません。）の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限りません。）

(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)

第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料（番号案内機能等、端末間伝送等機能、端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄、光回線設備に係る拠点間通信機能及び端末回線伝送機能設置手続費に係るものを除きます。）、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件（技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）について、第1条（約款の適用）の規定にかかわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間は、その契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止については、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。）を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。

第1章 総則
(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～86-2 (略)	(略)
87 番号ポータビリティ	利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後（以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。）において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること
87-2 固定番号ポータビリティ	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。）別表第1号に規定する電気通信番号を使用する固定電話サービスに係る番号ポータビリティ
88 着信課金番号ポータビリティ	番号規則別表第2号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス（以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。）に係る番号ポータビリティ
89 削除	

(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)

第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料（番号案内機能等、端末間伝送等機能、端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄、光回線設備に係る拠点間通信機能、特別光信号中継伝送機能に係る付加機能及び端末回線伝送機能設置手続費に係るものを除きます。）、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件（技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）について、第1条（約款の適用）の規定にかかわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間は、その契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止については、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。）を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(4)-2 (略)	(略)
(4)-3 特別中継光主配線盤	特別中継光主配線盤(波長分割多重装置に収容される分波光変換装置(特別光信号中継回線との接続を行うために必要な当社が指定する装置及びその付属設備をいいます。以下同じとします。))に係る当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子又は特別中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

第3章 協定の締結手続き等

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号引込等設備の取扱い)

第34条の6 協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了したときは、その接続の終了と同時に、その光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備(光信号分岐端末回線として利用されていた当社の電気通信回線設備であって、主として単芯により構成され、利用者の建物の光信号分岐端末回線収容キャビネット等(光信号分岐端末回線を終端するための光成端盤を含むものとします。以下同じとします。))に直接収容等されるものをいいます。以下同じとします。)を用いて、当社が接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始した場合(以下、当社が利用者料金を設定する電気通信サービスの用に供した場合を含みます。以下、当社が光信号引込等設備を用いて接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始することを「光信号引込等設備を用いた再利用」といいます。)、又はその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用をすることなく当社がその光信号引込等設備を撤去した場合を除き、当社はその光信号引込等設備の維持等を開始するものとします。

2 (略)

3 第1項の規定により当社が光信号引込等設備を維持等している場合において、当社がその光信号引込等設備を用いた再利用をしようとするときは、当社はその光信号引込等設備の維持等を終了することができるものとします。この場合において、当社はその光信号引込等設備を用いた再利用ができたか否か第1項の協定事業者へ通知するものとし、光信号引込等設備を用いた再利用ができなかったときは、当社はその光信号引込等設備を撤去することがあるものとします(その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。)

4 (略)

5 光信号引込等設備を設置するために他人(その光信号引込等設備を利用した電気通信サービスの利用者を含むものとします。以下この条において同じとします。)の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下「土地等」といいます。)を利用している場合において、当社が、その他人からその光信号引込等設備を撤去するよう求められたときは、その光信号引込等設備を撤去するものとします。この場合において、

設置負担金の支払いは要しません。

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(4)-2 (略)	(略)
(4)-3 特別中継光主配線盤	特別中継光主配線盤(分波光変換装置(特別光信号中継回線との接続を行うために必要な当社が指定する装置及びその付属設備をいいます。以下同じとします。))に係る当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子又は特別中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

第3章 協定の締結手続き等

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号引込等設備の取扱い)

第34条の6 協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了したときは、その接続の終了と同時に、その光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備(光信号分岐端末回線として利用されていた当社の電気通信回線設備であって、主として単芯により構成され、利用者の建物の光信号分岐端末回線収容キャビネット等(光信号分岐端末回線を終端するための光成端盤を含むものとします。以下同じとします。))に直接収容等されるものをいいます。以下同じとします。)を用いて、当社が接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始した場合(以下、当社の電気通信サービスの用に供した場合を含みます。以下、当社が光信号引込等設備を用いて接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始することを「光信号引込等設備を用いた再利用」といいます。)、又はその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用をすることなく当社がその光信号引込等設備を撤去した場合を除き、当社はその光信号引込等設備の維持等を開始するものとします。

2 (略)

3 第1項の規定により当社が光信号引込等設備を維持等している場合において、当社がその光信号引込等設備を用いた再利用をしようとするときは、当社はその光信号引込等設備の維持等を終了することができるものとし、光信号引込等設備を用いた再利用ができなかったときは、当社はその光信号引込等設備を撤去することがあるものとします。

4 (略)

5 光信号引込等設備を設置するために他人(その光信号引込等設備を利用した電気通信サービスの利用者を含むものとします。以下この条において同じとします。)の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下「土地等」といいます。)を利用している場合において、当社が、その他人からその光信号引込等設備を撤去するよう求められたときは、その光信号引込等設備を撤去するものとします。

6 第1項の規定にかかわらず、当社が協定事業者から光信号分岐端末回線との接続の終了と同時に、現に利用する光信号引込等設備の撤去を要望されたとき、当社はその光信号引込等設備を撤去するものとします。

光信号引込等設備を撤去するときは、当社は第1項の協定事業者にその旨を通知するものとします（その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。）。

（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）

第34条の7

1～4 （略）

5 当社は、第1項に規定する申込み併せて行われた分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る当社からの完成通知に記載した期日と、第2項に規定する回答を当社が行った日から12ヶ月が経過する日のいずれか早い日をもって、接続申込者が特別光信号中継回線の利用を開始したものとみなします。

（守秘義務）

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(3) （略）

(4) 一般番号ポータビリティに関し、接続申込者若しくは協定事業者の問い合わせにより、他の接続申込者名若しくは協定事業者名を通知する場合

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(22) （略）

(23) ルーティング番号登録工事（協定事業者の利用者による一般番号ポータビリティの申込みが無い時点において、協定事業者からの要望に応じ、当社が保有する未利用の電気通信 50 番号を登録する場合を含みます。以下同じとします。）、ルーティング番号等削除工事又はルーティング番号変更工事（以下、それら工事を「ルーティング番号登録工事等」といいます。）の申込みを承諾したとき。

(24) その協定事業者が、同一番号移転可否情報の提供を受けたとき。

（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）

第68条の2 協定事業者は、第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は1日とします。）に係る料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第1（光信号引込等設備の維持等に係る負担額）に規定する負担額を支払うことを要します。

また、光信号引込等設備を設置するために他人の土地等を利用している場合においてその他人から現に利用する光信号引込等設備の撤去を要望されたときは、当社はその光信号引込等設備を撤去するものとし、この場合において、当社は協定事業者にその旨を通知するものとします（その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。）。

（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）

第34条の7

1～4 （略）

5 当社は、第1項に規定する申込み併せて行われた分波光変換装置（第1表（接続料金）第2（網改造料）1～1（網改造料の対象となる機能）第72欄を用いて接続する場合を除きます。）の設置又は改修の申込に係る当社からの完成通知に記載した期日と、第2項に規定する回答を当社が行った日から12ヶ月が経過する日のいずれか早い日をもって、接続申込者が特別光信号中継回線の利用を開始したものとみなします。

（守秘義務）

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(3) （略）

(4) 削除

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(22) （略）

(23) 削除

(24) 削除

（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）

第68条の2 第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第6項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、協定事業者は、料金表第4表（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額を支払うことを要します。

2 協定事業者は、前項の期間において、当社が電気通信事業を休止したことにより又は当社の責めに帰すべき事由により光信号引込等設備を維持等できない状態が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の維持等ができなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第1（光信号引込等設備の維持等に係る負担額）に規定する負担額の支払いを要しません。

3 当社は、料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第1（光信号引込等設備の維持等に係る負担額）に規定する負担額について、その維持等した暦日数に応じて日割を行います。この場合において、前項に規定する負担額の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4 第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項から第3項又は第5項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、協定事業者は、料金表第4表（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額を支払うことを要します。

第4節 料金の計算及び支払い

（料金等の支払い）

第72条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、建設請負契約に基づく負担額、預かり保守等契約等に基づく負担額、光信号引込等設備に係る負担額、割増金、違約金又は延滞利息をいいます。以下同じとします。）について、当社が定める支払期日までに（当社の責めに帰すべき事由がある場合を除きます。）、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

（手続費の実績に基づく精算）

第74条の2 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(イ)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

（工事費及び手続費の遡及適用）

第75条 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(イ)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第16章 雑則

第4節 料金の計算及び支払い

（料金等の支払い）

第72条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、建設請負契約に基づく負担額、預かり保守等契約等に基づく負担額、光信号引込等設備に係る負担額、その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額、割増金、違約金又は延滞利息をいいます。以下同じとします。）について、当社が定める支払期日までに（当社の責めに帰すべき事由がある場合を除きます。）、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

（手続費の実績に基づく精算）

第74条の2 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

（工事費及び手続費の遡及適用）

第75条 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第16章 雑則

(申込者情報確認結果の即時通知)

第99条の13 当社は、協定事業者から申込者情報確認結果を求められたときは、次の各号に規定する場合において、各号に定める契約者（以下「申込者情報確認対象契約者」といいます。）に係る申込者情報確認結果を、協定事業者等に即時通知します。

- (1) (略)
- (2) 協定事業者が、その協定事業者の電気通信サービスの申込者が現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線等（ダイヤルイン追加番号を含みます。）の利用休止等（契約者が行う契約解除等を含みます。電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める契約の種別がタイプ2の場合は契約者が行う契約解除等に限り、以下この条において同じとします。）の代行申込み及び一般番号ポータビリティの申込みを併せて行う場合
利用休止等しようとしている契約者回線等に係る契約者（ダイヤルイン追加番号に係るものにあつては、そのダイヤルイン追加番号が付加された契約者回線に係る契約者としてします。）

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～ウ (略) エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第69欄を適用するときを除き、2(料金額)2-1-1に掲げる料金額に2-1-2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(8)-2～(8)-3 (略)	(略)
(8)-4 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金の適用	ア 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金については、2(料金額)2-2第4欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者(この欄において移転先事業者をいいます。)の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数(当社の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、)を協定事業者の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数(当社の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、)及び特定端末系事業者と協定を締結している電気通信事業者の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数(特定端末系事業者の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、)の合計(一般番号ポータビリティの仕組みを利用する当社及び特定端末系事業者の音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号数を含みます。)で除して算定した比率を乗じて得た額を、各協定事業者等に適用します。 イ 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金に相当する額については、その機能を利用した通信に係る利用者料金を設定する電気通信事

(申込者情報確認結果の即時通知)

第99条の13 当社は、協定事業者から申込者情報確認結果を求められたときは、次の各号に規定する場合において、各号に定める契約者（以下「申込者情報確認対象契約者」といいます。）に係る申込者情報確認結果を、協定事業者等に即時通知します。

- (1) (略)
- (2) 協定事業者が、その協定事業者の電気通信サービスの申込者が現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線等（ダイヤルイン追加番号を含みます。）の利用休止等（契約者が行う契約解除等を含みます。電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める契約の種別がタイプ2の場合は契約者が行う契約解除等に限り、以下この条において同じとします。）の代行申込み及び協定事業者の電気通信サービスへの固定番号ポータビリティの申込みを併せて行う場合
利用休止等しようとしている契約者回線等に係る契約者（ダイヤルイン追加番号に係るものにあつては、そのダイヤルイン追加番号が付加された契約者回線に係る契約者としてします。）

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～ウ (略) エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第69欄または第72欄を適用するときを除き、2(料金額)2-1-1に掲げる料金額に2-1-2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(8)-2～(8)-3 (略)	(略)
(8)-4 削除	
(8)-5～(12)-3 (略)	(略)
(12)-4 端末回線伝送機能及び特別光信号中継伝送機能の組み合わせ適用	端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄については、その接続の態様に応じて、2-1-1-1第6欄に掲げる料金額に2-5-3-2に掲げる料金額を組み合わせ適用します。

	業者が負担することとなりますが、当社は、その機能に係る料金について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定に基づき、アのとおり適用するものとします。
(8)-5~(12)-3 (略)	(略)

2 料金額

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)~(3) (略)	_____	_____	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能 月額	10,416,667 円	_____

第 2 網改造料

1 適用

区分	内 容
(1)~(7) (略)	(略)

2 料金額

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)~(3) (略)	_____	_____	_____
(4) 削除	_____	_____	_____

第 2 網改造料

1 適用

区 分	内 容
(1)~(7) (略)	(略)
(8) 特別光信号中継伝送機能に係る付加機能の適用	特別光信号中継伝送機能に係る付加機能は、第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1 第 6 欄に規定する機能、2-5-3-2 に規定する機能及び第 2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第 64 欄に規定する機能と組み合わせて提供します。
(9) 光回線再利用に係る機能の適用	光信号分岐端末回線の接続の終了と同時に当社の光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるもの（以下「光コラボ回線」といいます。）の利用を開始する場合又は光コラボ回線の利用の終了と同時に光信号分岐端末回線の接続を開始する場合における光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用（以下「光回線再利用」といいます。）に係る機能について、次に掲げる方法により適用します。 ア 光回線再利用に係る機能の利用を要望する協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第 21 条（接続申込み）に規定する接続申込みを行うことを要します。 （1）1 月以降の利用開始の場合、前年の 9 月まで （2）4 月以降の利用開始の場合、前年の 12 月まで （3）7 月以降の利用開始の場合、同年の 3 月まで （4）10 月以降の利用開始の場合、同年の 6 月まで イ 光回線再利用に係る機能の利用中止を要望する協定事業者は、次の各号に規定する期間以内に、第 36 条の 2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第 1 項に規定する申込みを行うことを要します。

- (1) 3月の利用中止の場合、前年の12月まで
- (2) 6月の利用中止の場合、同年の3月まで
- (3) 9月の利用中止の場合、同年の6月まで
- (4) 12月の利用中止の場合、同年の9月まで

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考
(1)～(71) (略)	(略)

第2表 工事費及び手続費
第1 工事費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) ルーティング番号登録 工事費及びルーティング 番号変更工事費の適用	<p>ア ルーティング番号（一般番号ポータビリティのために移転先事業者が指定する電気通信番号をいいます。協定事業者が電気通信サービス（音声伝送業務に限ります。）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年 総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を含みます。以下、この欄並びに2（工事費の額）2-1第25欄、第26欄及び第26-2欄において同じとします。）に対応する契約者回線番号等を付与した契約者回線が当初からISM交換機に収容されている場合及び当初は現用のISM交換機に収容されていた場合は、ア欄に掲げる料金額にイ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>イ 協定事業者の利用者による番号ポータビリティの申込みが無い時点において、協定事業者からの要望に応じ、当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合は、2（工事費の額）2-1第25欄ア(ア)欄に掲げる料金額にイ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を組み合わせ適用します。</p>

2 工事費の額
2-1 工事費

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考
(1)～(71) (略)	(略)
(72) 特別光信号中継伝送 機能に係る付加機能	通信用建物以外に設置する分波光変換装置と接続する機能
(73) 光回線再利用に係る 機能	<p>ア 光回線再利用を行うための機能</p> <p>イ 接続申込者が光回線再利用に用いる転用承諾番号の払出等をする場合に利用する付加機能</p>

第2表 工事費及び手続費
第1 工事費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 削除	

2 工事費の額
2-1 工事費

区 分				単 位		工事費の額	備考
(1)～(24) (略)							
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,179 円	移転先事業者に適用しません。
					平日夜間	1,351 円	
					平日深夜	1,548 円	
					土日祝日 昼夜間	1,401 円	
					土日祝日 深夜	1,597 円	
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	
		平日夜間	842 円				
		平日深夜	964 円				
		土日祝日 昼夜間	873 円				
		土日祝日 深夜	995 円				
		イ 加算額	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	電話サービス契約約款に規定する総合デジタル通信サービスに係る契約者回線番号等と同一の電話番号等となる場合の交換機等工事費の額（加算する額に限りません。）に相当する額		

区 分				単 位		工事費の額	備考			
(1)～(24) (略)										
(25) 固定番号ポータビリティ情報登録等工事費	当社の ENUM サーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用	1 電気通信番号ごとに	平日 昼間		1,179 円	移転先事業者に適用しません。				
			平日 夜間		1,351 円					
			平日 深夜		1,548 円					
			土日 祝日 昼夜間		1,401 円					
			土日 祝日 深夜		1,597 円					
			(26)～(26)-2 削除							

			(イ) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1 件ごとに		1,611 円	
				1 電気通信番号ごとに		1,611 円	
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,179 円	
					平日夜間	1,351 円	
					平日深夜	1,548 円	
					土日祝日 昼夜間	1,401 円	
					土日祝日 深夜	1,597 円	
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	644 円		
				平日夜間	738 円		
				平日深夜	846 円		
				土日祝日 昼夜間	765 円		
				土日祝日 深夜	873 円		
イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間	1,321 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用しません。		
			平日夜間	1,514 円			
			平日深夜	1,734 円			
			土日祝日 昼夜間	1,569 円			
			土日祝日 深夜	1,789 円			

			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日 土日祝日	644 円 738 円 846 円 765 円 873 円	
(26) -2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,359 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用しません。
					平日夜間	2,702 円	
					平日深夜	3,096 円	
					土日祝日 昼夜間	2,801 円	
					土日祝日 深夜	3,194 円	
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,205 円		
				平日夜間	1,381 円		
				平日深夜	1,582 円		
				土日祝日 昼夜間	1,431 円		
				土日祝日 深夜	1,632 円		
	イ 加算額	1 ルーティング番号ごとに	電話サービス契約約款に規定する総合デジタル通信サービスに係る契約者回線番号等と同一の電話番号等となる場合の交換機等工事費の額（加				

				算する額に 限りま す。)に相 当する額	
--	--	--	--	-------------------------------	--

第2 手続費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(16) (略)	(略)
(17) ルーティング番号登録工事等受付手続費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第26 欄ア(7)②欄に掲げる手続費については、ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施し、工事可能と回答した場合には、同欄ア(7)①欄と組み合わせて適用します。

2 手続費の額
2-1 手続費

区分					単位	手続費の額	備考
(1)～(25) (略)							
(26) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	アイ以外の場合	(7)(イ)以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1 件ごとに	6,012 円	
				② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工	1 電気通信番号ごとに	322 円	

第2 手続費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(16) (略)	(略)
(17) 削除	

2 手続費の額
2-1 手続費

区分	単位	手続費の額	備考
(1)～(25) (略)			
(26)～(27) 削除			

				事の事 前に移 転可否 調査を 実施す る場合			
				③ 協定 事業者 が電気 通信サ ービス (音声 伝送役 務に限 りま す)の 提供を 希望す る番号 区画 (電気 通信番 号計画 (令和 元年総 務省告 示第6 号)別 表第1 に規定 するも のをい いま す。)と 異なる 番号 区画の ルーテ イング 番号を 用いて 一般番 号ポー	1件ごとに	62円	_____

			タビリティを行う場合			
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1件ごとに	62円		
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1件ごとに	194円		
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	675円		
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	340円		

第4表 光信号引込等設備に係る負担額
第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額
1 適用

区 分	内 容
(1) 光信号引込等設備維持負担額の適用	2(負担額)第1欄に掲げる負担額については、協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了した場合において、当社がその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を維持等するときに適用します。
(2) 光信号引込等設備管理負担額の適用	2(負担額)第2欄に掲げる負担額については、協定事業者が2(負担額)第1欄に掲げる負担額を負担する場合に適用します。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額
第1 削除

2 負担額

区 分		単 位	料 金 額	備 考		
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	243 円	_____	
		(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額		248 円
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額		243 円
(2)光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1光信号引込等設備ごとに月額	41 円	_____		

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

第34条の6(光信号引込等設備の取扱い)第1項から第3項又は第5項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、次の算出式により協定事業者が負担する額を算定します。

負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用

(1)～(2) (略)

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

第34条の6(光信号引込等設備の取扱い)第6項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、次の算出式により協定事業者が負担する額を算定します。

負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用

(1)～(2) (略)

別表2 接続形態
1 適用

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 2-2表の着信事業者欄に当社（電話網又は総合デジタル通信網に限ります。）と規定されている接続形態については、一般番号ポータビリティが行われた場合、着信事業者である当社を経由して移転先事業者に接続されます。この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</p> <p>エ～シ (略)</p>

2-3 IP音声接続に係る接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO	第1表		第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
	発信事業者	着信事業者	番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
1	当社	協定事業者	A 1	当社	当社	-	
2	当社	協定事業者	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
3	協定事業者	当社	A 1	当社	当社	-	
4	協定事業者	当社	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
5	協定事業者	当社	A 1	当社	協定事業者	-	
6	当社	協定事業者	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者	
7	協定事業者	当社	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者	

別表2 接続形態
1 適用

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 2-3表の着信事業者欄に当社又は協定事業者と規定されている接続形態については、固定番号ポータビリティが行われた場合、当社又は協定事業者のENUMサーバによる番号解決により着信事業者へ接続されます。この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</p> <p>エ～シ (略)</p> <p>ス 2-3表の第1表の発信事業者欄及び着信事業者欄いずれにおいても「当社」の記述がない接続形態について、当社のENUMサーバによる番号解決により着信事業者へ接続することがあります。この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</p>

2-3 IP音声接続に係る接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO	第1表		第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
	発信事業者	着信事業者	番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
1	当社	協定事業者	A 1	当社	当社	-	
2	当社	協定事業者	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
3	協定事業者	当社	A 1	当社	当社	-	
4	協定事業者	当社	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
5	協定事業者	当社	A 1	当社	協定事業者	-	
6	当社	協定事業者	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者	
7	協定事業者	当社	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者	
8	協定事業者	協定事業者	Q 1	協定事業者	協定事業者	-	

様式第 12（第 21 条第 1 項関係）

接続申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

貴社接続約款第 21 条（接続申込み）第 1 項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 12（第 21 条第 1 項関係）

接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

貴社接続約款第 21 条（接続申込み）第 1 項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、この改正規定のうち、本附則第 4 項及び第 5 項については、令和 7 年 1 月 1 日から実施します。ただし、第 3 条（用語の定義）、第 34 条の 6（光信号引込等設備の取扱い）、第 47 条（守秘義務）、第 68 条（手続費の支払義務）、第 68 条の 2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）、第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）、第 75 条（工事費及び手続費の遡及適用）、第 99 条の 13（申込者情報確認結果の即時通知）、料金表に定める接続料、料金表第 1 表第 2（網改造料）1（適用）第 9 欄、1-1（網改造料の対象となる機能）第 73 欄、第 2 表第 1（工事費）1（適用）第 6 欄、第 2（手続費）1（適用）第 17 欄、第 4 表（光信号引込等設備に係る負担額）、別表 2（接続形態）並びに本附則第 2 項及び第 3 項については、当社の準備が整い次第実施します。

（ルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費に係る経過措置）

2 この改定規定の実施前に協定事業者が利用したルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費に係る第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）に基づく遡及精算及び第 75 条（工事費及び手続費の遡及適用）に基づく実績精算については、なお従前のとおりとします。

（光信号引込等設備の接続料の算定方法見直しに係る経過措置）

3 この改正規定の実施より前に第 34 条の 6（光信号引込等設備の取扱い）第 1 項の規定に基づき維持等を開始した光信号引込等設備に係る負担額に関しては、第 68 条の 2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 協定事業者は、第 34 条の 6（光信号引込等設備の取扱い）第 1 項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は 1 日とします。）に係る以下の料金表に規定する負担額を支払うことを要します。

区 分		単 位	料 金 額	備 考		
ア 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	243 円	_____	
		(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額		248 円
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額		243 円
イ 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1光信号引込等設備ごとに月額	41 円	_____		

- (2) 協定事業者は、前項の期間において、当社が電気通信事業を休止したことにより又は当社の責めに帰すべき事由により光信号引込等設備を維持等できない状態が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の維持等ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する前項に規定する負担額の支払いを要しません。
- (3) 当社は、第1号に規定する負担額について、その維持等した暦日数に応じて日割を行います。この場合において、前項に規定する負担額の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(4) 当社が光信号引込等設備を撤去する場合における光信号引込等設備の取り扱いについては第 34 条の 6 (光信号引込等設備の取扱い) 第 3 項、第 5 項又は第 6 項の規定にかかわらずなお従前のとおりとし、協定事業者が負担する額については、次の算出式により算定します。

負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用

ア 光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高＝〔(光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,887円)－光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額〕 × (1＋貸倒率)

(7) 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

耐用年数残存期間比率＝光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数 (25 年) × 365 (閏年にあつては366とします。))

(イ) 貸倒率については、第 1 表 (接続料金) 第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2-3 (年額料金の算定に係る比率) によります。

イ 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
(7) 光信号引込等設備を撤去する場合	9,210円
(イ) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	292円

(5) 当社は、第 1 号又は第 4 号に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

(メタル I P 電話接続機能及び光 I P 電話接続機能に係る経過措置)

4 令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、協定事業者が第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 7-2 欄で接続する場合であつて、当社のアナログ電話用設備 (事業用電気通信設備規則 (昭和 60 年郵政省令第 30 号) 第 3 条第 2 項第 3 号に規定するものをいいます。) 又は総合デジタル通信用設備 (同項第 5 号に規定するものをいいます。) である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信するとき又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則 (令和 4 年 5 月 27 日東相令第 21-00094 号及び西設相令第 000249 号) 第 2 項に規定する適用期間にかかわらず、同項に規定する料金額を、ワイヤレス固定電話用設備 (事業用電気通信設備規則第 3 条第 2 項第 4 号の 3 に規定するものをいいます。) である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信する場合又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則 (令和 5 年 5 月 26 日東相令第 22-00094 号及び西設相令第 000172 号) 第 2 項に規定する適用期間にかかわらず、附則 (令和 3 年 6 月 2 日東相令第 20-00078 号西設相令第 000216 号) 第 2 項に規定する光 I P 電話接続機能と同一の接続料を、それ以外の固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信する場合又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則 (令和 3 年 6 月 2 日東相令第 20-00078 号西設相令第 000216 号) 第 2 項に規定する適用期間にかかわらず、同項に規定する料金額をそれぞれ適用することとします。

(メタル I P 電話接続機能及び光 I P 電話接続機能の精算に関する特例措置)

5 当社は、令和 7 年度の接続料の改定等に係る東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請において、前項に係る機能及び料金額の変更が認可された場合は、第 74 条 (網使用料の実績に基づく精算) の規定にかかわらず、変更前の料金と変更後の料金との差額に、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間におけるその機能に係る需要の実績値を乗じ

て得た額を協定事業者と精算するものとします。

(I P 網移行期の接続料における工事費に関する特例措置)

6 協定事業者が第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項第2号又は第3号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、P S T Nマイグレーションに係る多数の関係電気通信事業者による協議の場（以下、「意識合わせの場」）における協議の結果に基づき、接続用設備の減設又は接続回線の廃止の申込みを行うときは、当社は申込み時期にかかわらず、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第2項第4号に則り申込みされたものとみなします。

(I P 網移行期の接続料における網改造料に関する特例措置)

7 協定事業者が料金表第1表第2（網改造料）1－1表中第49欄の機能に係る設備を利用している場合であつて、意識合わせの場における協議の結果に基づき利用中止を申込みときは、第66条（網改造料の支払義務）第1項の規定にかかわらず、意識合わせの場において合意した当該設備の利用中止の期日を含む月までの期間に係る当該網改造料の支払いを要するものとします。

技術的条件集

第1章 通則
(略)

技術的条件集別表 2 5. 1

光信号回線接続インタフェース仕様 (光信号端末回線用インタフェース 1)

[参考にした規格一覧]
(略)

図 2-1 インタフェース規定点 (直接協定事業者が当社屋内配線を利用し、利用者の建物に直接協定事業者が設置した電気通信設備で接続する場合)

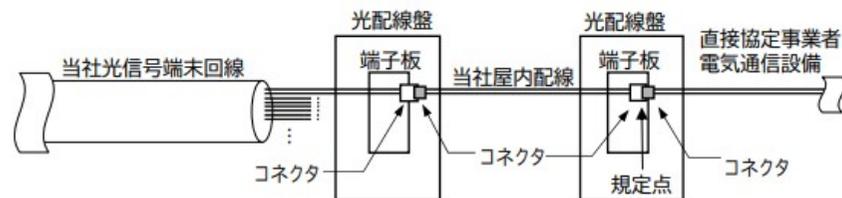
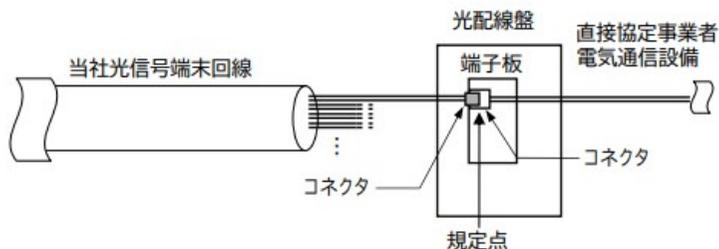


図 2-2 インタフェース規定点 (直接協定事業者が当社屋内配線を利用し、利用者の建物に当社が設置した光配線盤で接続する場合)



技術的条件集

第1章 通則
(略)

技術的条件集別表 2 5. 1

光信号回線接続インタフェース仕様 (光信号端末回線用インタフェース 1)

[参考にした規格一覧]
(略)

図 2-1 インタフェース規定点 (直接協定事業者が当社屋内配線を利用し、利用者の建物に直接協定事業者が設置した電気通信設備で接続する場合)

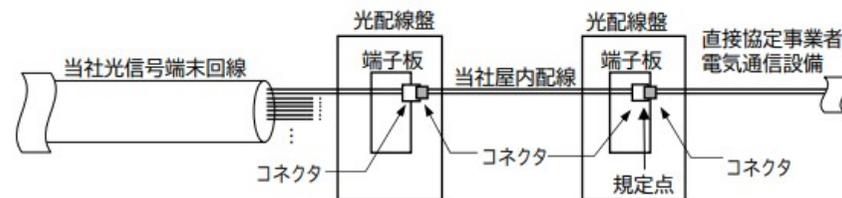


図 2-2 インタフェース規定点 (直接協定事業者が当社屋内配線を利用し、利用者の建物に当社が設置した光配線盤で接続する場合)

※当社光信号端末回線-当社屋内配線間にて光配線盤を設けない場合も含む。

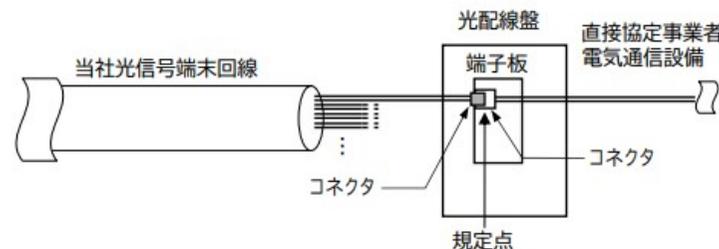


図3 インタフェース規定点(柱上箇所または利用者の建物に直接協定事業者が設置した光配線盤で接続する場合)
(略)

技術的条件集別表 2 5 . 4

光信号回線接続インタフェース仕様 (特別光信号中継回線用インタフェース)

【参照規格一覧】

- [1] IEEE Std 802.3-2005:Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications
- [2] TTC 標準 JT-G707 第7版 (2006.11.27) 同期デジタルハイアラキーのNNI
- [3] TTC 標準 JT-G783 第3版 (2001.4.19) SDH 多重変換装置の警報系・切替系の動作
- [4] TTC 標準 JT-G825 第2版 (2004.4.20) SDH 網のジッタ・ワンドラ規定
- [5] ITU-T 勧告 G.813 (08/96) Timing characteristics of SDH equipment slave clocks (SEC)
- [6] ITU-T 勧告 G.958 (11/94) Digital line systems based on the synchronous digital hierarchy for use on optical fibre cables
- [7] Telcordia GR-253-CORE issue3 September 2000
- [8] JIS C 5973:F04 Type connectors for optical fiber cable
- [9] JIS C 6835:Silica glass single-mode optical fiber
- [10] JIS C 6832:Silica glass multi-mode optical fiber
- [11] IEEE 802.3ba 2010: Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications - Amendment 4: Media access control parameters, Physical layers and management parameters for 40 Gb/s and 100 Gb/s operation

図3 インタフェース規定点(柱上箇所または利用者の建物に直接協定事業者が設置した光配線盤で接続する場合)
(略)

技術的条件集別表 2 5 . 4

光信号回線接続インタフェース仕様 (特別光信号中継回線用インタフェース)

【参照規格一覧】

- [1] IEEE Std 802.3-2005:Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications
- [2] TTC 標準 JT-G707 第7版 (2006.11.27) 同期デジタルハイアラキーのNNI
- [3] TTC 標準 JT-G783 第3版 (2001.4.19) SDH 多重変換装置の警報系・切替系の動作
- [4] TTC 標準 JT-G825 第2版 (2004.4.20) SDH 網のジッタ・ワンドラ規定
- [5] ITU-T 勧告 G.813 (08/96) Timing characteristics of SDH equipment slave clocks (SEC)
- [6] ITU-T 勧告 G.958 (11/94) Digital line systems based on the synchronous digital hierarchy for use on optical fibre cables
- [7] Telcordia GR-253-CORE issue3 September 2000
- [8] JIS C 5973:F04 Type connectors for optical fiber cable
- [9] JIS C 6835:Silica glass single-mode optical fiber
- [10] JIS C 6832:Silica glass multi-mode optical fiber
- [11] IEEE 802.3ba 2010: Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications - Amendment 4: Media access control parameters, Physical layers and management parameters for 40 Gb/s and 100 Gb/s operation
- [12] IEEE Std 802.3cu-2021: Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications - Amendment 11: Physical Layers and Management Parameters for 100 Gb/s and 400 Gb/s Operation over Single-Mode Fiber at 100 Gb/s per Wavelength
- [13] ITU-T 勧告 G.959.1 (04/2016) Optical transport network physical layer interfaces
- [14] 100G Lambda MSA
- [15] IEEE std 802.3 clause 151
- [16] ITU-T 勧告 G.709 Interfaces for the optical transport network

1. インタフェース規定点と責任分界点
(略)

2. インタフェース仕様

接続に使用可能な IF 種別としては、以下の IF 種別をサポートする。各 IF 種別はレイヤ 2 に Ethernet インタフェース利用するもの、SDH/SONET インタフェースを利用するもの
とに分類される。サポートする IF 種別を以下に示す。

Ethernet インタフェース : 1000BASE-SX、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、
100GBASE-LR4、100GBASE-ER4

SDH/SONET インタフェース : STM-64、OC-192

2. 1 Ethernet インタフェース仕様

2. 1. 1 物理的条件

Ethernet インタフェースにおける物理的条件は、IEEE802.3 規格の 1000BASE-SX、
1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、IEEE802.3ba 規格の 100GBASE-LR4、
100GBASE-ER4 に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。

2. 1. 1. 1 ケーブル

光ケーブルは、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、100GBASE-LR4、
100GBASE-ER4 の場合、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を
使用することとし、1000BASE-SX の場合は JIS C 6832 規格のマルチモード光フ
ァイバ (2 芯) を使用することとする。

2. 1. 1. 2 コネクタ

(略)

2. 1. 2 光学的条件

(略)

図2-2の2 光パルスマスク (100GBASE-LR4/ER4)

1. インタフェース規定点と責任分界点
(略)

2. インタフェース仕様

接続に使用可能な IF 種別としては、以下の IF 種別をサポートする。各 IF 種別はレイ
ヤ 2 に Ethernet インタフェースを利用するもの、SDH/SONET インタフェースを利用する
もの、OTU インタフェースを利用するものとに分類される。サポートする IF 種別を以下
に示す。

Ethernet インタフェース : 1000BASE-SX、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、
100GBASE-LR4、100GBASE-ER4、400GBASE-FR4、400GBASE-LR4

SDH/SONET インタフェース : STM-64、OC-192

OTU インタフェース : 4I1-9D1F (OTU4)

2. 1 Ethernet インタフェース仕様

2. 1. 1 物理的条件

Ethernet インタフェースにおける物理的条件は、IEEE802.3 規格の 1000BASE-
SX、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、IEEE802.3ba 規格の 100GBASE-LR4、
100GBASE-ER4、IEEE802.3cu 規格の 400GBASE-FR4、400GBASE-LR4 に準拠し、各々
の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。

2. 1. 1. 1 ケーブル

光ケーブルは、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、100GBASE-LR4、
100GBASE-ER4、400GBASE-FR4、400GBASE-LR4 の場合、JIS C 6835 規格のシング
ルモード光ファイバ (2 芯) を使用することとし、1000BASE-SX の場合は JIS C
6832 規格のマルチモード光ファイバ (2 芯) を使用することとする。

2. 1. 1. 2 コネクタ

(略)

2. 1. 2 光学的条件

(略)

図2-2の2 光パルスマスク (100GBASE-LR4/ER4)

2. 1. 2. 4 400Gbit/s インタフェース

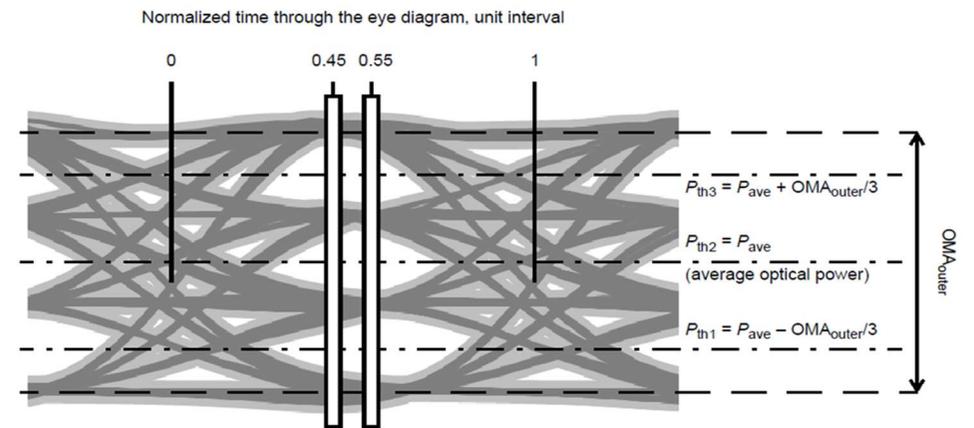
400GBASE-FR4 及び 400GBASE-LR4 の光学的条件を表 2-2 の 3、及び図 2-2 の
3 に示す。詳細仕様は、100G Lambda MSA、IEEE std 802.3 clause 151 を参照

のこと。

表 2-2 の 3 400GBASE-FR4/400GBASE-LR4 の光学的条件

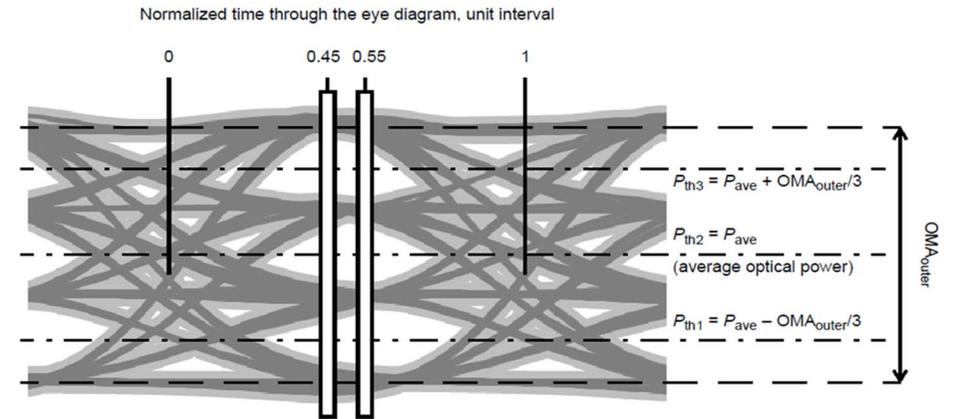
項目	単位	400GBASE-FR4	400GBASE-LR4
インタフェース速度	GBd	425	425
信号速度偏差 (最大)	ppm	±100	±100
発振中心波長	nm	以下の 4 波の波長多重 1264.5~1277.5 [nm] 1284.5~1297.5 [nm] 1304.5~1317.5 [nm] 1324.5~1337.5 [nm]	以下の 4 波の波長多重 1264.5~1277.5 [nm] 1284.5~1297.5 [nm] 1304.5~1317.5 [nm] 1324.5~1337.5 [nm]
平均送出レベル	dBm	-0.3 (OMA) / -3.3 [dBm] ~ +3.5 [dBm]	+0.3 (OMA) ※for TDECQ < 1.4 dB -1.1+ TDECQ ※for 1.4 dB ≤ TDECQ ≤ 3.9 dB -2.7 [dBm] ~ +5.1 [dBm]
平均受信レベル	dBm	-2.6 (OMA) / -7.3 [dBm] ~ +3.5 [dBm]	-4.3 (OMA) / -9.0 [dBm] ~ +5.1 [dBm]
消光比 (最小)	dB	3.5	3.5
符号化形式		256B/257B	
光信号アイパターン		図 2-2 の 3 を参照	

1) 400G FR4



測定条件 400G FR4 MSA 3.6 (IEEE802.3 Clauses 121 を引用)
 送信特性 400G FR4 MSA Table 2-3
 Outer OMA 上限値 3.7 dBm
 下限値 -0.3 dBm
 TDECQ 上限値 3.4 dB

2) 400G LR4



測定条件 400G LR4 MSA 3.6 (IEEE802.3 Clauses 121 を引用)
 送信特性 400G LR4 MSA Table 2-3
 Outer OMA 上限値 4.4 dBm
 下限値 -0.3 dBm for TDECQ < 1.4 dB
 -1.1 + TD dBm for 1.4dB ≤ TDECQ ≤ 3.9 dB
 TDECQ 上限値 3.9 dB

図 2-2 の 3 光信号アイパターン (400GBASE-FR4/400GBASE-LR4)

2. 1. 3 論理的条件
(略)

2. 2 SDH/SONET インタフェース仕様

2. 1. 3 論理的条件
(略)

2. 2 SDH/SONET インタフェース仕様

(略)
2. 2. 5 その他詳細仕様
(略)

(略)
2. 2. 5 その他詳細仕様
(略)

2. 3 OTU インタフェース仕様

2. 3. 1 物理的条件

2. 3. 1. 1 ケーブル

光ケーブルは、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。

2. 3. 1. 2 コネクタ

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。

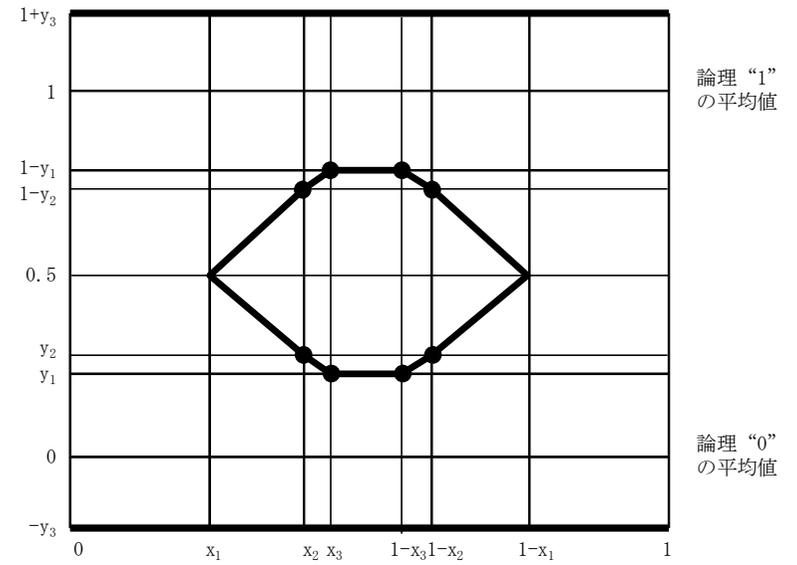
2. 3. 2 光学的条件

2. 3. 2. 1 OTU4 インタフェース

光学的条件を表 3-1、及び図 3-1 に示す。詳細仕様は、ITU-T G. 959.1 を参照のこと。

表 3-1 OTU4 の光学的条件

項目	単位	4I1-9D1F (OTU4)
インタフェース速度	GBd	111.809
信号速度偏差 (最大)	ppm	20
発振中心波長	nm	以下の 4 波の波長多重 1294.53~1296.59[nm] 1299.02~1301.09[nm] 1303.54~1305.63[nm] 1308.09~1310.19[nm]
平均送出レベル	dBm	-2.5[dBm/ch]~+2.9[dBm/ch] (消光比 7[dB] 以上) -0.6[dBm/ch]~+4[dBm/ch] (消光比 4~7[dB])
平均受信レベル	dBm	-8.8[dBm/ch]~+2.9[dBm/ch] (消光比<7[dB]) -6.9[dBm/ch]~+4[dBm/ch] (消光比 4~7[dB])
消光比 (最小)	dB	4[dB]~7[dB]または 7[dB] 以上
符号化形式		ITU-T G. 709 標準に準拠
送信光パルスマスク		図 3-1



適用範囲：4I1-9D1F (OTU4)

測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次トムソフィルタ

	100GbE
x_1	0.25
x_2	0.40
x_3	0.45
y_1	0.25
y_2	0.28
y_3	0.40

図3-1 光パルスマスク (4I1-9D1F (OTU4))

2. 3. 3 論理的条件

4I1-9D1F(OTU4)のフレームフォーマットは ITU-T G.709 標準に準拠することとし、フレーム内各フィールドの利用条件を図 3-2 の凡例に示す。

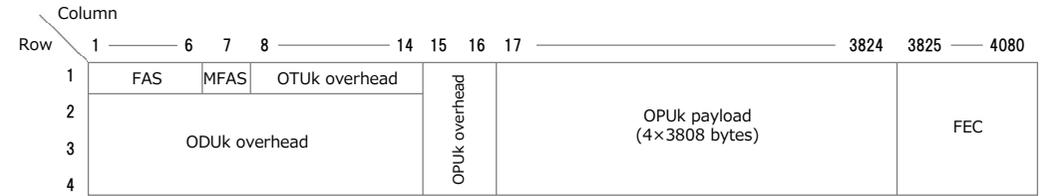


図 3-2 フレームフォーマット

工事費の算定根拠
(NTT東日本)

固定番号ポータビリティ情報登録等工事費
(平日昼間)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.444 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1,179 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + 「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率)$

(平日夜間)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.383 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1,351 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + 「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率)$

(平日深夜)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	8.458 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1,548 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + 「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率)$

(土日祝日昼夜間)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.654 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1,401 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + 「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率)$

(土日祝日深夜)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	8.727 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1,597 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + 「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率)$